

令和元年度第2回日進市高齢者福祉・介護保険事業運営協議会 議事録

- 日 時 令和元年12月23日(月) 午後2時00分～午後3時00分
- 場 所 日進市役所4階 第2会議室
- 出席者 <委員> 田川佳代子、井手宏、山岡林二、丹羽一生、
小林正信、大山英之、藤嶋日出樹、大川彰治、諏訪正美、
千葉佳代子、山口朝子、神野建三(敬称略)
<事務局> 小塚多佳子(健康福祉部参事)、
川本賀津三(地域福祉課長)、西尾直樹(同課長補佐)、野村圭一(同
係長)、西澤恵利子(同主査)、桑ヶ谷英紀(同主事)、
杉田武史(介護福祉課長)、三好恵太(同課長補佐)、鷹見康崇(同係
長)
- 欠席者 4名 浅井考介、木村誠子、小林宏子、山中隆生(敬称略)
- 傍聴の可否 可
- 傍聴の有無 有(3名)
- 次 第 1 あいさつ
- 2 議事
(1) 第7期にしん高齢者ゆめプラン実施状況について
- (2) 第8期にしん高齢者ゆめプランについて
- 3 その他

事務局 令和元年度第2回日進市高齢者福祉・介護保険事業運営協議会をはじめさせていただきます。本日は4名の委員がご都合により欠席のため、委員16名のうち、12名の方が出席されております。会の成立には半数以上の出席が必要となっており、本日の会議は成立します。それでは、次第に沿って進めさせていただきます。はじめに、会長よりごあいさつをお願いします。

会長 (あいさつ)

事務局 ありがとうございます。議事に入る前に、会議資料の確認をお願いします。
(資料確認)
それでは、ここからの進行については会長をお願いします。

会長 まず、会議の公開についてですが、本日の協議会は3名の方が傍聴を希望しておられます。本日の議題は次第のとおりです。審議の段階で個人のプライバシー等明らかに公開するのに適当でない事項の審議はありません。日進市市民参加及び市民自治活動条例施行規則第12条の規定に基づき、会議の公開についてご意見がなければ、入室を決定したいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

傍聴者をお通しします。それでは、議事(1)「第7期にしん高齢者ゆめプラン実施状況について」、事務局から説明をお願いします。

事務局 (ゆめプランの実施状況について資料1-1、1-2、1-3を使って説明)

会長 ただ今の報告について、質問や意見はありますか。では私から質問をさせていただきます。給付費の説明がありましたが、予防給付の訪問介護・通所介護で総合事業に移行した分について、説明いただけますか。

事務局 総合事業に移行した分については、介護給付費ではなく地域支援事業費になりますので、資料には金額の記載がありません。総合事業移行後は増加傾向と分析しております。

委員長 確認ですが、予防給付の訪問介護・通所介護は介護給付費としては廃止するという制度改正でしたか。総合事業に移行後も給付として残るという理解だったのですが。給付というのは要介護認定により権利として受けられるサービスだと思うのですが、総合事業となりますと、市で予算を設定し、予算が無くなったら終わりというもので、権利としてサービスが受けられなくなってしまうのではありませんか。

事務局 資料にありますとおり、総合事業に移行した分については介護給付費からは支出されません。要支援の方の訪問介護・通所介護は市町村が定める地域支援事業に位置付けられておりますので、その指定を受けたサービス事業者からサービスが提供され、地域支援事業費の中から介護報酬が支払われることとなっております。サービスの位置付けが変更されましたが、サービス自体が消えているわけではありません。

委員長 利用者は給付か総合事業かを選ぶことができるという理解だったのですが。

事務局 旧来の介護予防事業における訪問介護・通所介護の法定サービスが残り、新しく総合事業において緩和型のサービスなどが増えるというご理解だと思われるのですが、そのサ

ービスはどちらも総合事業に位置付けられるものになります。

委員長 その位置付けは日進市が決めたのでしょうか、それとも国が決めたのでしょうか。

事務局 この位置付けは法律で定められております。

委員長 いつから定められたものですか。

事務局 平成30年度からです。

委員長 分かりました。他にご質問などはございますか。

委員 資料1-1 専門職を活用した健康づくり・介護予防の実施内容について、前回会議資料と比較すると、体操教室の実施個所が増えているのに、開催回数や延べ参加者数が減っているということでしょうか。

事務局 前回会議資料は平成30年12月末時点の平成30年度中の開催回数を記載しており、今回の会議資料は令和元年10月末時点の令和元年度中の開催回数を記載しています。ですので、令和元年度の開催回数は前年度より増加する見込みです。また、開催か所は平成29年度が1か所、平成30年度が2か所、平成31年4月から3か所になりました。

委員 よく分かりました。

委員 資料1-1 介護給付適正化に関する取組と目標の現状と課題について、高い専門性が求められるとありますが、どのような専門性を想定していますか。

事務局 具体的な資格はありませんが、実地指導の際は、国が定めた基準の解釈や加算の条件などについて、他の事業所の状況も踏まえて内容の確認をしていきますので、そういった意味で高い専門性という表現を使っております。

委員長 事業所への実地指導について、これまでの状況を教えてください。

事務局 実地指導は、これまでは各市町で行っていたのですが、平成30年度から広域で行う体制が整いました。市だけでは1年に2か所でしたが、平成30年度は尾張東部全体で49か所、日進市内でも10か所以上行うことができました。数多く実地指導を行うなかで、事業所の良い取組の情報も得られましたので、集団指導でフィードバックする機会を設けることもできました。先ほどありました高い専門性についても、指導事務はノウハウの蓄積が難しかったのですが、県のOBの方を迎え、近隣の市町村で調査研究を行い、研修会を開催することができるようになりましたので、今後ノウハウの蓄積がされていくのではないかと考えております。

会長 ありがとうございます。他にご意見等ございますか。

(なし)

続きまして、議事(2)「第8期にしん高齢者ゆめプランについて」、事務局から説明をお願いします。

事務局 (第8期にっしん高齢者ゆめプランについて資料2-1、2-2、2-3、3を使って説明)

会長 ありがとうございます。事務局の説明で、質問やご意見はありますか。

委員 認知症の自覚の無い方は、一般高齢者を対象とした調査票を送付することになりますか。

事務局 おそらく、認知症の自覚の無い方は介護認定申請を行っていないと思われるので、要介護認定を受けていない方が対象となる、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の調査票をお送りする可能性が高いです。

委員 介護認定を受けていないが認知症だと思われる方を、よくお見受けするのですが。

事務局 一般高齢者を対象とした調査票は、その調査項目で日常生活のなかで認知症の症状が無いか尋ねるような質問を盛り込んでおりますので、回答することでお気づき頂くことや、回答状況でこちらから施策のご案内をさせていただくことを考えております。

委員長 調査票の内容についてはよろしいでしょうか。

委員 大枠は決まっている調査ですし、細かいところまで見なくても良いと思います。これで実施していただければ、一般高齢者の方の認知症の状況も把握できるので、良いと思います。

委員 私も65歳以上なので、実際にアンケートをやってみたのですが、大変素晴らしいアンケートでした。物忘れが多いと回答した場合、更にどのようなことを忘れてしまうかという質問も用意されており、一般高齢者が対象でも、認知症の兆候を把握できるのではないかと思います。

委員長 ありがとうございます。この調査は無記名で返信いただくものでしょうか。

事務局 この調査は手引きで接続方式と呼ばれる方法で実施します。介護認定データやお住まいの地域など、個人の属性でクロス集計をさせていただくため、宛名を貼ってお送りした調査票をそのまま返信いただきます。

委員 有効回収率の有効とは、全て回答していないと有効になりませんか。

事務局 全て回答していなくても、ある程度記入してご返送いただければ、有効としております。

委員 地域特性についてはどのように集計しますか。

事務局 前は3圏域の東部、中部、西部で集計させていただきましたので、今回も3圏域での集計を考えております。

委員 集計結果から分析をすると思いますが、日進市の場合、圏域のなかでも、更に細かい地域特性があると思いますので、集計や分析の際はもう少し細かい地域で行っていただく

と良いと思います。

委員長 個人に送付し、個人から返送される調査ですので、在宅要介護等認定者対象の調査票の問5で介護保険サービスを利用していない理由を行政が把握することになりますが、調査後に市はどのように対応しますか。

事務局 基本的には、この調査は計画の策定に活用するために実施する調査ですので、集計結果として情報を把握することになりますが、それぞれの理由について追跡調査やフォローを行うかは、別の対応となるかと思えます。また、対象者数も多いので、その全てに個別対応を行うことは難しいと考えています。

委員長 要介護認定を受けていながらサービスを利用していない方が問題を抱えている場合に、アウトリーチが可能な情報を知ることができるのではないかと思います。

委員 紙おむつの助成金の支給を受けたくて、申請を行う方が多いと聞きます。

事務局 介護認定を受けながらも、サービスに繋がっていないというケースは、認定率が上がっているが給付費が伸びていないという状況を分析する要素になると考えています。認定の担当としては、認定申請や更新申請時にサービスを利用していない理由をお伺いし、総合事業の方が適している場合などがありますので、詳しくお聞きしながら、集計結果や認定状況、給付状況を分析していきたいと考えております。

委員 個別調査であるとのことですが、例えば、入院していた方が半年後どこに居るのか、在宅なのか再入院しているのか、それとも施設に入所しているかなど、どのようなサービスがどのように影響していて、現状につながっているのか、全数は無理でしょうが、そのあたりの調査はどのように行われる想定ですか。

事務局 現状をどのように分析するかという、前回もいただいていたお話ですね。事務局で調べさせていただきましたが、判断を振り分けるロジックが担当や市町によるところが大きいと感じております。前回お話いただいていたのは、介護度が下がっている方の要因分析についてでした。医療的な要因で介護度が一時的に高い方がいらっしゃるという仮説をたて、要介護度5・4が要介護度3・2・1に下がった方を、前年度、前々年度末と比較して抽出したところ、20名程度いらっしゃいました。その方々がどのようなサービスを使っていたかと言いますと、老健やデイケアにかかっているケースが多く見受けられました。また、認定の契機の多くが、骨折などに伴う医療的、身体的な介護の必要性からであり、デイケアやリハビリにより介護度が下がった方が半数と見ております。それ以外の方は理由がバラバラで、サンプル数も少ないため、お答えすることが難しい状況です。他の分析については検討していきたいと考えております。

委員 将来的に介護保険事業でアウトカムを求められることはあるのでしょうか。

事務局 今年度で2年目ですが、保険者機能強化推進交付金において取組状況の評価を受け、交付額が決定されます。県内で日進市は比較的良い評価をいただいております。

委員 地域での活動や民生委員の活動をしていると、一人暮らしでひきこもりのような状態の高齢者の方がいらっしゃることを知る機会が無いと感じています。今回の調査などでそ

ういった方を調べられれば良いと思います。

事務局 ニーズ調査ではサービスを受けていない方の身体機能や認知能力を尋ねる設問がありますので、活用できるのではないかと考えております。

委員 是非説得力のある情報をお願いします。

委員長 財政インセンティブとして国からの交付金があるとのことですが、額はいくらで、何に使われるのかを教えてください。

事務局 額として今年度は約一千万円程度で、市町村特別給付に充てております。

委員長 市町村特別給付とはどのような給付ですか。

事務局 市町村特別給付は法定の介護保険の給付ではないものです。日進市は3つありまして、紙おむつの助成、移送サービスの助成、法定の住宅改修の上乗せの助成になります。こちらは市独自の給付です。

委員長 財政インセンティブで得られた財源で、ICTによる独居世帯の安否確認を行う市があると聞きましたので、情報提供させていただきます。

委員 実際にその安否確認で孤独死された方は見つかりましたか。

委員長 まだ、事業が始まったばかりですが、孤独死は年間47人いらっしゃるとのことでした。

委員 日進市で孤独死される方はいらっしゃるのですか。

委員 新聞が溜まっていると新聞配達店が市に連絡するなど、見守り協定を結んでいますし、近所の方が気付くことがあると思います。集計も良いですが、皆のサポートで見守ってあげたら良いと思います。

委員長 地域の力やつながりが見守りになるということですね。他にご意見はよろしいでしょうか。では、以上で本日の議事は終了となります。事務局から「その他」報告事項などがあればお願いします。

事務局 2月18日火曜日午後2時から包括支援センター運営部会を開催しますので、委員の方はよろしくをお願いします。また、次年度はゆめプラン策定年度になりますので、4回程度の開催を予定しております。開催の1ヶ月ほど前には通知を送付させていただきますので、よろしくをお願いします。事務局からの連絡は以上です。その他、委員の方から何か報告や周知事項等がありますでしょうか。
(なし)

事務局 これで令和元年度第2回高齢者福祉・介護保険事業運営協議会を終了いたします。本日は、ありがとうございました。

(午後3時00分閉会)